

社会福祉法人寿星会指定介護老人 福祉施設「悠久の栖」運営規程

規程制定 平成25年1月1日

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人寿星会が運営する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム悠久の栖（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業の実施にあたっては、施設利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、常に施設利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。

2、事業所の従事者は、施設利用者が可能な限り居宅における生活への復帰を念頭にその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うものとする。

3、事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称	特別養護老人ホーム悠久の栖
所在地	埼玉県川口市大字道合字八本木937-1
定員	80名 1ユニット定員：10名、ユニット数：8ユニット

(施設職員の職種・員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（施設長・常勤専従）

管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 医師 1名(非常勤)

医師は、施設利用者の健康管理及び保健衛生指導をするとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

(3) 生活相談員 1名以上(常勤1名以上・非常勤1名以上)

生活相談員は、施設利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

(4) 看護職員 3名以上(常勤2名以上、非常勤1名以上)

看護職員は、施設利用者の日々の健康状態をチェックし、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 介護職員 33名以上(常勤15名以上、非常勤18名以上)

介護職員は、施設利用者の入浴、食事等の介助及び日常生活の援助を行う。

(6) 管理栄養士 1名以上(常勤専従)

管理栄養士は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

(常勤兼務、看護職員と兼務もしくは理学療法士・柔道整復師)

機能訓練指導員は、施設利用者の機能の減退を防止するために訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上(常勤1名以上・非常勤1名以上)

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(9) 調理員 1名以上(委託)

調理員は、献立に基づき調理し、配膳する。

(10) 運転手 1名以上(常勤)

運転手は、施設利用者の病院等への送迎を行う。

(11) 事務員 1名(常勤)

事務員は、管理に伴う必要な事務を行う。

(指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第5条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は次の通りとする。

(1) 施設利用の対象者は、身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において日常生活を営むことに困難があるものとする。

(2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 常に施設利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

イ 懇切丁寧を旨とし、施設利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ 施設利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を

除き、身体的拘束や行動を制限する行為は行わない。

オ 衛生管理や感染症の発生予防に細心の注意を払う。

カ 施設利用者の心身の状態に応じて、週2回以上の入浴又は清拭を行う。

また、排せつ、離床、着替え、整容に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 栄養や施設利用者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設介護計画の作成)

第6条 管理者は、施設利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえてサービスの開始前から終了後に至るまでの施設利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の職員と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、施設利用者や家族に対し、その内容について説明し、同意を得るものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定介護老人福祉施設の利用は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることが出来るものとする。

(1) ユニット型個室

ア 厚生労働大臣の定める基準に基づき、徴収する居住費については、月額2550円とする。

ただし、所得に応じた利用者負担の軽減段階として、第一段階及び第二段階に該当する者については、月額880円 第三段階(1)に該当する者については、月額1370円 第三段階(2)については、月額1470円とする。

イ 食費 一日当たり1545円(朝食396円、昼食685円、おやつ66円、夕食396円)

ただし、所得に応じた利用者負担の軽減段階として、第1段階に該当する者については、月額300円、第2段階に該当する者については、月額390円、第3段階(1)に該当する者については、月額680円、第三段階(2)に該当する者については、月額1420円とする。

ウ 施設利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

エ 理美容代 実費

オ 日常生活費 施設が提供するサービスの次の費用のうち、利用者がそのサービスの提供を希望する場合の費用

- ・ 出納管理費 2 5 0 0 円／月額
- ・ 日用品費 1 5 0 円／日額
- ・ 教養娯楽費 1 0 0 円／日額

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、施設利用者又はその家族に対して事前に説明し、同意を得るものとする。なお、公共料金の変更等に伴い居住費が変更される場合も同様とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 施設利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いに知勇慰する事。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしない事。
- (4) その他管理上の生じた必要な指示に従う事

(緊急時における対応方法)

第9条 施設サービス提供を行っているときに、施設利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に火災や災害避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(苦情の処理)

第12条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

第13条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。

(虐待に関する事項)

第14条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 施設は、サービス提供中に、虐待を受けていると思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密の保持)

第15条 施設職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 施設職員であった者が、業務上知り得た施設利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じるとともに、退職後もこれらの秘密を保持すべき旨を記載した雇用契約を取り交わしておくものとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 施設は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、これに応じられる業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年に1回以上

(委任)

第17条 この規程に定めるもの以外、実施について必要な事項は理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

この規定は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

（調理員の雇用契約内容変更、入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用の金額変更）

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

（ユニット型個室の居住費金額変更）

この規程は、令和8年8月1日から施行とする。

（ユニット型個室居住費変更と食費変更）

介護度	利用者負担限度	介護サービス費(円)	居住費(円)	食費(円)	日用品費(円)	教養娯楽費(円)	出納管理費(円)	1 割負担(円)	2 割負担(円)	3 割負担(円)
要介護 5	第 4 段階	955単位	2,550円	1,545円	150円	100円	2,500円	162,790円	192,730円	222,670円
	第3段階 (2)		1,470円	1,420円				126,640円		
	第3段階 (1)		1,370円	680円				101,440円		
	第 2 段階		880円	390円				78,040円		
	第 1 段階		880円	300円				75,340円		
要介護 4	第 4 段階	886単位	2,550円	1,545円	150円	100円	2,500円	160,630円	188,410円	216,190円
	第3段階 (2)		1,470円	1,420円				124,480円		
	第3段階 (1)		1,370円	680円				99,280円		
	第 2 段階		880円	390円				75,880円		
	第 1 段階		880円	300円				73,180円		
要介護 3	第 4 段階	815単位	2,550円	1,545円	150円	100円	2,500円	158,410円	183,970円	209,530円
	第3段階 (2)		1,470円	1,420円				122,260円		
	第3段階 (1)		1,370円	680円				97,060円		
	第 2 段階		880円	390円				73,660円		
	第 1 段階		880円	300円				70,960円		
要介護 2	第 4 段階	740単位	2,550円	1,545円	150円	100円	2,500円	156,070円	179,290円	202,510円
	第3段階 (2)		1,470円	1,420円				119,920円		
	第3段階 (1)		1,370円	680円				94,720円		
	第 2 段階		880円	390円				71,320円		
	第 1 段階		880円	300円				68,620円		
要介護 1	第 4 段階	670単位	2,550円	1,545円	150円	100円	2,500円	153,880円	174,910円	195,940円
	第3段階 (2)		1,470円	1,420円				117,730円		
	第3段階 (1)		1,370円	680円				92,530円		
	第 2 段階		880円	390円				69,130円		
	第 1 段階		880円	300円				66,430円		

※川口市は5級地につき1単位あたり10.45円の計算になります。

※月額には加算費用は含まれておりません。

※別途、医療費等の自費がかかります。(診察・薬の料金)

◎日用品費：同意します・しません 教養娯楽費：同意します・しません 出納管理費：同意します・しません

年 月 日 契約者 印

代表者
(身元引取人・保証人・後見人様)

印

入居者に共通して加算される費用（1割負担で算出）

令和8年6月1日

ユニット型個室

加算項目	内容等	日額	月額
初期加算	入所後30日間算定	30円	
外泊加算	月に6日間まで（入院時も含む）	246円	
夜勤職員配置加算（Ⅱ）□	夜勤介護職員1名以上配置（2ユニットごとに1名以上）	18円	540円
介護職員処遇改善加算Ⅲ	基本料金及び各加算の合計額に13.6%加算		
個別機能訓練加算（Ⅰ）	機能訓練計画に基づいた訓練実施	12円	360円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科医師の指示をうけた歯科衛生士が介護職員に技術的助言指導		90円
※この加算に関しては月2回以上の訪問歯科を利用して御家族様の同意を得ている方が対象となります。			
配置医師緊急時対応加算	入所者に急変が生じた場合等、早朝・日中・夜間・深夜に配置医師が通常の勤務時間外に駆けつけ対応を行った際の加算	早朝・夜間・深夜を除く	325単位/回
		早朝・夜間の場合	650単位/回数
		深夜の場合	1,300単位/回数
看護体制加算（Ⅰ）□	入所定員51人以上 常勤看護職員1名以上配置の場合	5円	150円
看護体制加算（Ⅱ）□	上記内容と病院・診療所の看護職員との連携により24時間連絡体制確保の場合	9円	270円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に向けた委員会の開催 1つ以上のデクノロジー機器を導入		11円
看取り介護加算（Ⅰ）	死亡日から遡り31日目から45日目まで	72円	
看取り介護加算（Ⅰ）	死亡日から遡り4日目から30日目まで	144円	
看取り介護加算（Ⅰ）	死亡の前々日と前日	680円	
看取り介護加算（Ⅰ）	死亡した日	1,280円	

今後共通して加算される費用（予定）

加算項目	内容等	日額	月額
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）の要件を満たしている デクノロジー機器を複数導入している		110円
生活機能向上連携加算	医療提供施設の理学療法士等の訪問及び共同の訓練計画作成		100円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	常勤職員が75%以上	6円	180円
栄養マネジメント強化加算	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化、実施した場合	11円	330円